

令和 5 年度介護保険新規指定事業者説明会(集団指導) R5.11.13

確認問題解答【訪問介護】

問1. 利用者 A さんは、当該指定訪問介護事業所において、2 月 15 日に指定訪問介護の提供を受けた。その後、入院したためサービスの利用がなかったが、4 月 25 日に新規に訪問介護計画を作成して、サービス提供責任者が 4 月 26 日に初回のサービスを行い、初回加算を算定した。

正解：×

初回加算は、利用者が過去 2 月間(暦月:月の初日から月の末日まで)に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。したがって、この場合、最後に訪問介護の提供を受けた日から、暦月で 2 月間を経過していないため、初回加算を算定することはできません。

(参照:資料 p.26,27、緑本 p.68,69)

問2. サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成業務のみを行う必要がある。

正解：×

サービス提供責任者の責務は、訪問介護計画の作成のほか、利用者の状態の変化等を把握することや、訪問介護員等の業務の実施状況を把握することなどがあります。(参照:資料 p.9,10)

問3. 特定事業所加算 I を算定する場合、訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対して、訪問介護員等ごとに、研修計画を作成する必要がある。

正解：○ (参照:資料 p.29)

問4. 特定事業所加算 I の算定に当たって、サービス提供責任者は、前回のサービス提供時の状況について、利用者の状態の変化があった場合にのみ、口頭で訪問介護員等に伝達すればよい。

正解：×

特定事業所加算 I の算定の要件として、指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始することとされています。なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りることとされていますが、このことは、原則として、「前回のサービス提供時の状況」については、サービス提供責任者が利用者を担当する訪問介護員等に対し、サービス提供ごとに、文書等の確実な方法により、伝達する必要があるということになります。

(参照:資料 p.31,32)

問5. 訪問介護計画を作成していなくても、サービスを提供していれば訪問介護費を請求できる。

正解：×

訪問介護費は、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定することとされています。

「訪問介護計画を作成せずに、サービスを提供していた」場合、報酬の返還を求めることがあります。そして、状況によっては、取消等の行政処分になることもあります。

(参照:資料 p.21,22)

問6. サービス提供記録は、「日、時間帯、訪問介護員の氏名、利用者氏名、サービスの内容、特記事項等」一つの記録用紙に 5W1H で記録しなければならない。

正解：○ (参照:資料 p.21,22)